

○法務省令第 号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項及び第二項、第四百四十四条第一項並びに第六百十七条第一項及び第二項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月 日

法務大臣 鈴木 馨祐

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇五五五 「略」</p> <p>五十六 使用権資産 リースの対象となる資産を使用する権利をいう。</p> <p>五十七 ファイナンス・リース 契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者の</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇五五五 「同上」</p> <p>五十六 リース物件 リース契約により使用する物件をいう。</p> <p>五十七 ファイナンス・リース取引 リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに</p>

うち、その対象となる資産を使用する権利を取得する会社をいう。次号及び第百八条において同じ。)が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものという。

五十八 所有権移転ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。

五十九 所有権移転外ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイ

準ずるリース取引で、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。

五十八 所有権移転ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。

五十九 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引のうち、所有権移

ナンス・リース以外のものをいう。

六十～六十九 「略」

七十 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。

(資産の部の区分)

第七十四条 「略」

2 「略」

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

。 転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。

六十～六十九 「同上」

七十 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

(資産の部の区分)

第七十四条 「同上」

2 「同上」

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イゝハ 「略」

ニ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

イゝハ 「同上」

ニ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

へくた 「略」

二 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

イクト 「略」

チ 使用権資産（リースの対象となる資産がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）

リ・ヌ 「略」

三 次に掲げる資産 無形固定資産

イくり 「略」

ヌ 使用権資産（リースの対象となる資産がイ

へくた 「同上」

二 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

イクト 「同上」

チ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）

リ・ヌ 「同上」

三 次に掲げる資産 無形固定資産

イくり 「同上」

ヌ リース資産（当該会社がファイナンス・リ

からホまで、ト、チ及びブルに掲げるものである場合に限る。）

ル 「略」

四 次に掲げる資産 投資その他の資産

「イホ 略」

へ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ト 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

チ 使用権資産（リースの対象となる資産がリ

ース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからチまで及びブルに掲げるものである場合に限る。）

ル 「同上」

四 次に掲げる資産 投資その他の資産

「イホ 同上」

へ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ト 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

「号の細分を加える。」

及び又に掲げるものである場合に限る。）

リ・ヌ 「略」

五 「略」

（負債の部の区分）

第七十五条 「略」

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ・ト 「略」

チ リース負債のうち、一年内に期限が到来す

るもの

リ・ヌ 「略」

二 次に掲げる負債 固定負債

リ・ヌ 「同上」

五 「同上」

（負債の部の区分）

第七十五条 「同上」

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ・ト 「同上」

チ ファイナンス・リース取引におけるリース

債務のうち、一年内に期限が到来するもの

リ・ヌ 「同上」

二 次に掲げる負債 固定負債

イ〜へ 「略」

ト リース負債のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

チ・リ 「略」

(注記表の区分)

第九十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一〜十 「略」

十一 リースに関する注記

十二〜十九 「略」

2 次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

イ〜へ 「同上」

ト ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

チ・リ 「同上」

(注記表の区分)

第九十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一〜十 「同上」

十一 リースにより使用する固定資産に関する注記

十二〜十九 「同上」

2 次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

一〇三 「略」

四 連結注記表 前項第八号、第十号、第十四号、第十五号及び第十八号に掲げる項目

五 「略」

(リースに関する注記)

第百八条 リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 借手である場合 次に掲げる事項
- イ 会計方針に関する情報
- ロ リース特有の取引に関する情報
- ハ 当該事業年度(連結計算書類にあつては、

一〇三 「同上」

四 連結注記表 前項第八号、第十号、第十一号、第十四号、第十五号及び第十八号に掲げる項目

五 「同上」

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

第百八条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件(固定資産に限る。以下この条において同じ。)に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の

当該連結会計年度。次号ロにおいて同じ。）

及び翌事業年度（連結計算書類にあっては、翌連結会計年度。同号ロにおいて同じ。）以降のリースの金額を理解するための情報

二 貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する会社をいう。）

）である場合 次に掲げる事項

イ リース特有の取引に関する情報

ロ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

2 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における前項（第一号イを除く。）の注記を要しない。

全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一 当該事業年度の末日における取得原価相当額  
二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

3 個別注記表に注記すべき事項（第一項第一号イに掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

4 第一項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である株式会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合の個別注記表におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について

て一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一 当該事業年度の末日における取得原価相当額

二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

四 前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第百九条 金融商品に関する注記は、次に掲げるものの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし

（金融商品に関する注記）

第百九条 金融商品に関する注記は、次に掲げるものの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし

し、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、第三号に掲げる事項を省略することができる。

一 「略」

二 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項

三 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごと  
の内訳等に関する事項

2 「略」

（賃貸等不動産に関する注記）

第一百十条 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この項

し、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、第三号に掲げる事項を省略することができる。

一 「同上」

二 金融商品の時価等に関する事項

三 金融商品の時価の適切な区分ごと  
の内訳等に関する事項

2 「同上」

（賃貸等不動産に関する注記）

第一百十条 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

<p>において同じ。)とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、第一号に掲げるものとする。</p> <p>°1</p> <p>一・二 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>一・二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の会社計算規則（以下この条において「新会社計算規則」という。）の規定

は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により計算書類又は連結計算書類に初めて新会社計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新会社計算規則第二百二条の二第一項第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一 新会社計算規則の規定を適用して計算書類又は連結計算書類を作成する最初の事業年度又は連結会計年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の加重平均後の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明